

◎開会の宣告

(午後1時30分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、こんにちは。

当局より、会計管理者の欠席届がありました。

8番、大塚純一郎君より、欠席の届出がありました。

ただ今から、平成25年只見町議会6月第2回会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、第125条の規定により、議長において、9番、石橋明日香君、10番、佐藤孝義君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第62号 只見町企業誘致及び立地促進条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） まず説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） それでは、議案第62号 只見町企業誘致及び立地促進条例

につきまして説明をさせていただきます。

今ほどお配りしましたのは、条例に付随しまして、施行に際して必要な事項を定めるための施行規則、それが資料ナンバー 1 でございます。それから、条例規則の説明に際しまして、その他の参考資料としまして資料ナンバー 2、この二つを配付をさせていただきました。

それでは、条例の内容につきまして説明させていただきます。

まず第 1 条、目的であります。本町への企業誘致及び立地を促進するため、必要な省令措置を講ずることにより、雇用機会の拡大と産業の振興を図り、もって本町の地域経済の活性化に寄与することを目的とする。こういった内容を目的としてこの条例を設置をしたいと、そのように考えております。

第 2 条としまして、用語の定義につきまして 2 条により規定をしてございます。2 条の第 1 号におきまして、事業者ということ、事業者につきましては、会社の規模が規則で定める法人であって、第 2 号の対象施設を町内に新設または増設するものをいうということになっております。

会社の規模を規則で定めるとい部分でございますけども、資料ナンバー 1 番の規則のほうの、規則第 3 条をご覧くださいと思います。規則の第 3 条のほうで、条例の第 2 条第 1 号の規則で定める法人は以下の法人ということでありまして、まず一つ目が、国内の証券取引所上場企業であること。または (2)、第 2 号としまして、非上場企業であって、国税庁の財産基本通達に規定する大会社又は中会社に該当するもの。この大会社・中会社の中身でございますけども、これにつきましては、資料ナンバー 2 の 6 ページをご覧ください。

資料ナンバー 2 の 6 ページに、取引相場のない株式の評価上の区分というページがございます。そこに表がございまして、規模区分、一番左側になりますけども、規模区分のところには大会社、中会社、こういった表示がございまして、まず大会社につきましては、従業員が 100 人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社ということがございまして、それぞれの業種によりまして、総資産額の金額又は従業員の数、それから一年間の取引金額、それが例えば卸売業であれば 20 億円以上で 50 人以下の会社を除く。そして、年間の取引金額が 80 億円以上、こういったものが大会社というものになります。それから、同じくその下の段になります。中会社ということで、従業員数が 100 人未満の会社で、右のいずれかに該当する会社ということでありまして、大会社と同じようにそれぞれの業種ごとに総資産評価額と、それから従業員数が書いてございます。それから一番右端のほうに直近の一年間における取引金額、例えば一番下の卸売・小売・サービス業以外におきましては、5,000 万

以上、ただし5人以下の会社を除き、直近の取引金額が8,000万円以上20億円未満と、こういったものが中会社に該当すると、そういった定義づけを行っております。

それから条例のほうにもどりまして、すみません、規則のほうでした。すみませんです。規則の第3条、もう1件、条件がございました。会社法第2条第6号に規定する大会社の同条第3号に規定する子会社という項目がございます。これにつきましては、資料ナンバー2の8ページをご覧ください。一番裏のページになります。

8ページの欄に、まず大会社というのが第2条の第6号のところに規定されております。大会社とは次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいうということでありまして、6号のイ、イロハのイの、イとしまして、最終事業年度に係る貸借対照表、これに資本金として計上した金額が五億円以上であること。それからロとしまして、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。こういった大会社の子会社ということになりますので、第2条の3号に戻っていただきまして、子会社と書いてございます。子会社の定義づけとしましては、会社がその株主の議決権の過半数を有する株式会社、その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。こういったことで先ほどの大会社に規定する子会社ということで、こういった会社についてはこの条例の対象になると、そういう内容でございます。

それから、条例のほうに戻っていただきまして、第2条の第2号、対象施設と、この条例の対象施設となるものを定義づけしております。まずア、アイウエオのアですが、日本標準産業分類の大分類に掲げるEの製造業に供する施設というふうに記載されております。Eの製造業と申しますのは、資料ナンバー2の2ページをご覧ください。

資料ナンバー2の2ページ、大分類の欄に、E製造業というものがございます。この製造業の欄に、中分類09の食料品製造業以下、32のその他の製造業までございます。これに該当するものと、そういった内容でございます。

それから、条例に戻っていただきまして、イ、日本標準産業分類大分類に掲げるGの情報通信業に供する施設。このGと申しますのは、先ほどご覧いただきました資料2の、今度は3ページになります。

3ページの一番上に、G情報通信業ということで、中分類の37から41まで、こういった業種、この業種のことを指しております。

それから、条例に戻りまして、条例第2条のウ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電施設を有する

施設のうち、規則で定める施設というふうに書いてございます。まずあの、この特措法の第2条第3項に規定するという部分でございますが、こちらは資料2の、資料2の5ページになります。

資料2、5ページのほうに、電気事業者によるエネルギーの特措法を抜粋しております。この5ページの第2条第3項ということでありまして、第2条の第3項、この法律において再生可能エネルギー発電設備とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備をいうと、ここの部分を指しております。ちなみにその、発電再生可能エネルギー源というものが何を指すかと申しますと、その下の第4号、一、太陽光、二、風力、三、水力、四、地熱、五、バイオマス、こういった諸々を指してございます。

それから、条例のほうに戻っていただきまして、アイウエの今度はエでございます。エとしまして、その他町長が特に必要と認める施設というふうになってございます。これにつきましては、その他、そのアからウに規定するもの以外で、この条例の設置目的、趣旨に合うものがあれば、特に認める場合があると、そういったような条項でございます。それから、第3号の投下固定資産額。これにつきましては、地方税法に定めます、いわゆる固定資産の取得価格の合計額。これを指すものであります。それから、第4号、新設。新設の定義であります。本町内に対象施設を有しない事業者が、新たに本町内に対象施設を設置することをいうと、これを新設といいます。それから第5号、増設。既に本町内に対象施設を有する事業者が、本町内に対象施設を増設することをいう。これが増設の定義でございます。それから、第6号ですが、常用雇用者。対象施設において常時雇用されるもの、雇用保険法の定めによって規定する被保険者に限りませんが、常時雇用されるものであって、操創業時から引き続き一年以上雇用されるものをいう。こういった方を常用雇用者と定義付けを行っております。

それから、第3条の奨励措置であります。町長は、事業者に対し、次に掲げる奨励措置を講じることができるということでありまして、1号の企業立地奨励金の交付に始まりまして、第6号の雪対策奨励金の交付までの、この1から6までにつきましては、奨励金の交付について規定してございます。7号以下、企業誘致のあつせん、雇用者の確保協力、その他町長が必要と認める事項と、そういった奨励措置を講じると、そういう内容でございます。この第1号から第6号の奨励金の交付と、この部分でございますが、資料ナンバー1の規則の第6条がございまして。規則第6条のほうで、今ほどの条例、第3条の1号から6号までに掲げる奨励金の交付の要件及び金額、それについては別表のとおりとするというふうになっ

ておりまして、規則の後段のほう、別表の欄に表がございまして、奨励金、3ページと4ページに亘りまして、その奨励金の内容を記載させていただいております。

まず上から、企業立地奨励金でございますが、交付の要件としまして、まず一つ目に、対象施設が、条例の第1条第1項第2号ア、イ、エに掲げるものであること。これは先ほど説明いたしました大分類のEかG、もしくは町長が特に必要と認めた施設、これのいずれかに該当するものであること。これを指しております。それから、対象施設の投下固定資産額が3,000万円以上であること。(3)としまして、操業開始時に5人以上の町内在住者を常用雇用し、又は第5条第1項に定める要件を満たすものであること、ということでありまして、規則の第5条を見ていただきますと、通常の業種でありますと、5人以上でOKなのでありますが、規則の第5条のほうをご覧くださいますと、操業開始時に10人以上の町内在住の被用雇用者を雇用する施設、こういったものが該当するというふうに書いてございますので、この規則の第5条に該当する場合に限りましては、10人以上の雇用者の数、これを満たしているかどうかというのが判断基準になるものであります。そして、土地を新たに取得、または賃貸借した場合には、契約締結後5年以内に事業活動を開始すること。これが条件になっております。この要件に合致した場合、交付されるその奨励金でございますが、右の欄の交付の期間及び額というふうに書いてございます。操業開始日後において、新たに固定資産税が課されることとなる年度から、5年間に限り、対象施設にかかる固定資産税相当額を毎年度交付するものとする。初年度から5年間限定と、そういった内容でございます。ただし、激甚災害指定地域から町内に新設する事業者にあつては、交付の期間を7年間とするということで、2年間、長めの期間を取ると、そういう内容でございます。また、国、県、町等の固定資産税減免措置に該当する場合は、固定資産税の実負担相当額を交付するものとするということでありまして、実際にその、課税になった中で減免措置等々があった場合には、それを上回ることがないように、こういった規定を設けてございます。それから、奨励金の二つ目、地域雇用創設奨励金であります。まず1番目として、先ほどの企業立地奨励金の交付要件を満たしていること。先ほどの同じ条件を満たしているというのが一つ目でございます。(2)番目としまして、操業開始時に5人以上の町内在住者を常用雇用、又は先ほどのように第5条第1項に定める施設の場合には10人以上、こういった条件が付いてございます。そして、交付の期間及び額であります。操業開始年度に限り、町内在住の常用雇用者一人につき30万円を交付する。ただし、上限がございまして、総額は1,000万円を上限とすると、こういった内容でございます。それから、奨励金三つ目になりますが、事

業用地取得奨励金ということでありまして、まず（１）番目は、先ほどと同じ条件でございます。（２）番として、対象施設の用に供する土地を購入し、所有権移転登記を完了していること。こういったことが条件になります。交付の期間及び額ですが、操業開始年度に限り、その用に供する土地の不動産取得税相当額を交付する。ただし、国、県、町等の減免措置等に該当する場合は実負担額を交付すると、そういった内容でございます。それから４番目の奨励金としまして、事業用地造成奨励金。要件として一つ目は先ほどと同じ要件であります。要件の２番目が、造成面積が５００平米以上であること。これを要件としております。交付の期間及び額であります。操業開始した年度に限り、対象施設の用に供する用地造成費の１００分の３０、つまり３０パーセントに相当する金額を交付する。ただし、総額は３、０００万円を上限とする、というものでございます。それから、五つ目に、再生可能エネルギー発電所立地奨励金であります。まず一つ目が、再生可能エネルギー発電所施設に該当するものであること。先ほど条例規則に出てまいりましたあの条件に該当するかどうかということでございます。それから投下固定資産額が３、０００万円以上であること。この二つの条件が付いております。交付の期間及び金額ですが、操業開始日以後において、新たな固定資産税課税となる年度から３年間に限り、対象施設にかかる固定資産税相当額を毎年度交付する。ただし、総額は３、０００万円を上限とする、こういった内容になっております。六つ目としまして、雪対策奨励金であります。まず一つ目が、対象施設が企業立地奨励金の交付要件を満たしていること。二つ目としまして、従来の工場育成導入促進要綱に基づいて、雪対策の除雪対策の補助金が出ている町内事業者もございまして、そういった事業者も該当できるようにということで、只見町工場育成導入促進要綱に基づく、誘致企業等除雪費補助金の交付を受けている事業者であること、このいずれかに該当するものとなっております。この交付期間及び金額であります。工場敷地内の除雪対策に係る経費として、対象施設の操業開始以後、年間２００万円を上限として除雪に係る経費に１００分の５０を乗じて、まあ５０パーセントです。乗じて得た額を交付する、こういった内容になってございます。

以上、６種類の奨励金の内訳については、こういった内容になっております。この奨励金につきまして、これを簡略化して整理をしたものが資料ナンバー２番の１ページ目。こちらのほうに、細かい文献等は規則の別表をご覧くださいようになりますけども、概要を記したものが資料ナンバー２の１ページ目。こちらのほうに今ほど説明をさせていただきました奨励金の内容が記載されております。

それから、条例のほうに戻っていただきまして、条例の第３条の第３項。第３項のほうで

は、町長は、第1項、第1号から第6号までの奨励金の交付にあたり、規則で定めるところにより特例措置を設けることができると、そういう条項でございます。特例措置を設けることができるということではありますが、これにつきましては、資料ナンバー1の規則、規則のほうの、規則第7条をご覧くださいと思います。

規則第7条の中で、対象施設の特例ということで、条例第2条第2号アに規定する、これは製造業を指しております。製造業の研究開発に供する施設については、条例第3条第2号の地域雇用創出奨励金の交付の要件を除外することができるということでありまして、製造業そのものですと、当初からのそれなりの常時雇用者が望めるところでありますけれども、研究開発のための施設と、当初段階で、その大きな雇用は見込まれませんけれども、その後、拡充の可能性がありますので、当初段階で研究開発時点では地域雇用の条件、これを除外をすると、そういった特例措置でございます。

それから、条例のほうにまたお戻りをいただきまして、第4条、認定申請ということでありまして、これは奨励金の優遇措置を受け入れる場合に、まずはじめに、町長に認定申請をしなければならないということでありまして、その認定申請を受けるということについて書いてある条文でございます。これは規則の、規則の第10条、規則第10条のほうで認定申請の場合、工事に着手する60日前までに所定の様式、申請書によりまして、その第10条に記してあります(1)の事業者の登記事項証明書及び定款以下、第8号の、その他町長が必要と認める書類、こういった書類を添えて認定申請をしなければならない、そういった規定でございます。

それから、条例にお戻りをいただきまして、条例第5条、譲渡又は担保の禁止ということで、事業者はこの条例に基づいた権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならないと、こういった禁止事項を謳っております。

条例第6条、交付申請についてであります。交付申請につきましては、規則に定めるところによりということでありまして、規則の第13条のほうで具体的な申請方法について記載をしております。

規則第13条のほうでは、申請書、所定の様式に加えまして、(1)固定資産税納税証明書の写し、以下、(2)・(3)、こういった内容の書類を添付して交付申請をしなければならないと、そういった内容でございます。

それから、条例にお戻りいただきまして、第7条、認定事項の変更申請等ということでありまして、変更が生じた場合、こういった手続きを必要とするかという部分であります、

こちらは規則で詳しく定めるとなっておりまして、規則の第17条、17条のほうで変更申請書、所定の様式をもって、遅滞なく町長に提出をすると、そういったことが記載されてございます。この場合、その内容を審査して、必要な調査を行い、適当と認められた場合には当該変更を承認するものとなります。

それから、条例第8条、対象事業者の責務ということで、この条例に基づいて対象事業者となる場合、次の責務を果たすものとする。第1号としまして、周辺と調和した良好な景観の形成に努めること。第2号、環境に配慮し、必要な設備を備えた事業施設を建設すること。第3号としまして、地域活動に貢献すること。第4号としまして、町民の雇用創出に寄与すること。こういった四つの責務を果たすといった条件を付ける内容でございます。

それから、第9条につきましては、報告及び立入調査ということでありまして、この奨励金の交付に関して、必要と認めた場合には、その関係施設等に立ち入ったり、必要な調査をすることができる、そういった内容の条項でございます。

それから、条例第10条、認定の取り消しであります。次のいずれかに該当する場合は認定の取り消しをすることができるということになっておりまして、まず第1号としまして、事業休止もしくは廃止し、又はこれらと同様の状態と認められた場合。それから、第2号としまして、事業の縮小により第3条第2項の要件を欠くに至ったときということであります。この第3条第2項につきましては、先ほど説明をいたしました奨励金の交付要件、その雇用人数ですとか、投下固定資産額、こういった条件を満たさないと、そういう場合のことを指しております。それから第3号としまして、町税、使用料その他の公課を現に滞納しているとき。第4号としまして、この条例又はこの条例に基づく規則に違反をしたとき。第5号としまして、その他町長が不相当と認めたときと、こういった場合には認定を取り消すことができる、そういった内容でございます。

それから、条例の第11条であります。認定に係る地位の承継ということでありまして、対象事業者、営業譲渡、合併等、会社組織の変更といったものが生じた場合に、所定の手続きをもって事業者承継申請をしなければならないということでございます。この具体的な手続きにつきましては規則のほうで定めております。

一番最後、12条、委任ということで、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めると、こういった内容になってございます。

以上、第1条の目的から、第12条、委任まで、こういった内容の条例を新設をしたいと考えております。



以上のような内容によりまして、町内への企業誘致を促進をしまして、雇用の拡大による若者定住を図り、そして、只見町の最重要課題の一つであります少子高齢化の解消を目指してまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

9番、石橋明日香君。

○9番（石橋明日香君） 質問なんですけれども、まず町内在住者、操業開始時に5人以上の町内在住者を雇う、雇用することとあるんですけども、この町内在住者とは、どの時点で在住している人のことを指定しているのか、詳しく教えて下さい。というのも、例えば、この町内で雇用する場合に、既に町内に住んでいる方は当然対象となるんですけども、例えば、町内に有意義な仕事があれば戻ってきたいというようなUターン者とかは対象になるのかとか、そういった意味で聞いております。

それから、町内で、現時点で失業中の人数、少なくとも、認識している範囲内で結構ですので、仕事をしたいのに仕事を得られないでいる人の方はどれぐらいいるか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） まず1点目でありますけれども、町内在住の考え方ではありますが、考え方としましては、従来から住み続けていらっしゃる方以外にも、Uターンの方、それからIターンの方、そういった方も含めて、この会社のほうで募集をされると思います。該当があった場合には、その時点で、募集される段階では、まだ町外にいらっしゃるケースもあろうかと思ひます。その書類の申請をされる段階では町内に住所を持ってこられて、就業の準備をされる段階に入っている方だと思いますので、そういった方も含めて町内在住という考え方で、この条例と規則はできております。

それから、失業者の数でありますけれども、まあ正確に、把握をしている部分ではございませんが、ハローワークのほうに行かれる方はちょっと、詳しくわかりませんが、町の無料職業紹介所のほうにご相談にいらっしゃる方、そういった方につきましては、入れ替わりもございまして、5名以内の、程度のご相談の方がいらっしゃる、そういったような状況でございまして。

〔「5名」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（馬場一義君） はい。5名以内程度の方が、その求人記事を出した時に最大でもいらっしゃる程度ですので、そのぐらいかと、そのように思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、石橋君。

○9番（石橋明日香君） ありがとうございます。

今、この失業中の人数を確認させていただいたのは、町内での、町民を雇用すること5人以上とって、こうやって誘致するのにそれに見合った数の求人者数がないと、外から連れてくるしかないのかなと思ったので最初の質問と併せてお聞きしてみたんですけども、要約すれば、募集時点ではなく、あくまでも雇用して働き始める時点で町内に住民票が移されていればそれでOKということによろしいですね。

もう一つ、施行規則の第4条第1項のところに、5,000平米以上の一団の土地に設置する太陽光発電施設とあるんですけども、ということは、これ以下の土地、例えばこう、一箇所に集中してではなくて、分散してちょっとずつ設置させてもらう、例えば最近よく見られるのが、業者によって、公共施設の屋根とか、あと個人の住宅ですとか、要は初期費用として個人でその太陽光発電施設を設置する費用がないけれども、屋根を貸してくれば、無償で付けてくれて、賃貸料を払ってくれるみたいな、そういうビジネスモデルをやっているような業者もあるんですけども、そうするとたぶん、5,000平米以上に該当しなくなるのかなと思ったんですが、そういうのは、もうあくまでもここでは除外されるということによろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 今ほどご質問ありましたように、福島のほうだったでしょうか、そういった新しい自然ビジネスをやっている事業者さんがいることは存じ上げております。ちなみにあの、この条例規則におきましては、一団の5,000平米以上というふうになっておりまして、まあ、まとまった形でそういう設備投資を行われる場合に限ってこの奨励金なり、そういったものに該当するという考え方でありまして、そういった事業の方が町内に来ていただくことは、決してその、歓迎しないわけではなく、大歓迎でございますけれども、来ていただいてもこの奨励金には該当しないという、そういったような考え方になるものであります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3回目か。

3回目、石橋明日香君。

○9番（石橋明日香君） 条例の第2条第6項に、常用雇用者対象施設において、常時雇用されるもの、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者に限るとあるんですけども、この第6条第1項には、この第4条第1項には、この第6条第1項に記載されているものを除外

するという項目がありまして、そこには65歳に達した日以降に雇用されるものとあります。つまり雇用する時点で65歳以上の人はここには入らないということですが、この町において、例えば高齢者は75歳以上だとか、まあ、どんどん住民が高齢化して行って、もしかしたら高齢者でも働きたいという人が出てくるかもしれないというときに、これを果たして除外してしまっているものかどうか、どうなのかな、勿論、若い人が働いてくれる分に越したことはないと思いますので、通常考えれば、別に何の問題もない規定なんですけれども、今後のことを考えて、そのあたり、ちょっとどうなのかなと、ちょっと疑問に思いまして質問させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） ご指摘のように、65歳、いわゆる高齢者になられても、まだまだ働く意思、働く体力、能力、有していらっしゃる方、たくさんいらっしゃるかと思います。そういった状況は踏まえてはおりますけれども、この奨励金の対象という部分につきましては、一定の線引きをさせていただくという意味合いで、そういった方々を除外して、長く勤務をしていただける方を雇用していただきたいというものがありまして、こういったような表現になっております。まあ、したがって、その奨励金該当はしませんけれども、そういった方々を雇用していただくことは決してやぶさかではございません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 本会議なので、一言、お話をさせていただきたいと思っておりますが、将来の、いわゆる企業誘致に供する土地の件であります。これにつきましては、やっぱり、セットで考えていくべきだなということなんですけれども、やはりその将来、町が、この辺は企業誘致に供する土地だということところを、やはり今お作りになっていらっしゃるような土地利用計画の中である程度、位置付けをされることが、まあこういった条例がありますという中で、今後推進する中で、それはひとつやはり、対外的な信頼と申しましょか、施政に繋がるのではないだろうかというふうに思っておりますので、ご意見をお伺いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） まあ誘致の際の敷地といいますか、その工場用地について、土地利用計画の中で何らかのその方針を出したほうがいいであろうと、そういったご質問・ご指摘かと思えます。おっしゃいますように、たしかにその、今すぐ、工場用地として使えるような場所というのは、非常に限られているのが現状でございます。まあ何らかのその土

地の整理、そういったものをしなければ、なかなか使える場所が少ないということがございますので、今ほどいただいたご意見を参考にさせていただきまして、土地利用関係との共生を図ってまいりたいと、そのように考えております。ただ、業種によって、騒音があったりですとか、それから水が**ふんだんに**欲しいとか、いろいろその、操業のための条件があろうかと思っておりますので、そういったものをどこまで踏み込めるか、その辺は内部でしっかりと協議をして進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ほかになければ、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第62号 只見町企業誘致及び立地促進条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 次に、日程第3、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（目黒吉久君） 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて。

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

推薦者は、同意を求める者は、指名、山内妙子。住所、只見町大字梁取字大田509番地。  
生年月日は昭和23年1月14日であります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） この案件は人事案件でございますので、質疑・討論を行わないで採決という方法を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して採決いたします。

同意第3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに異議のない方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎農業委員会委員の推薦について

○議長（齋藤邦夫君） 次に、日程第4、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りをいたします。

議会推薦の農業委員会委員は3名とし、議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、只見字横関、酒井知子君、福井字後田、酒井万里子君、大倉字中地、永井由美君、以上3名を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は3名とし、酒井知子君、酒井万里子君、永井由美君、以上の方を推薦することに決定いたしました。



◎国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付してあります。

意見書（案）を事務局長に朗読させます。

事務局長。

なんですか。

○5番（目黒仁也君） 先ほどの全協で、これに関する資料配付されております。その中で概略の説明、議長よりございましたので、説明を省略してお進みいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なし。

それでは、朗読は終わりました。

これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後2時17分)

